

## 大東市国民健康保険運営協議会委員の公募に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は大東市国民健康保険条例（平成3年10月1日条例第16号。以下「条例」という。）第2条に規定する大東市国民健康保険運営協議会委員のうち、公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公募委員の人数)

第2条 条例第2条第1号の被保険者を代表する委員のうち、1人を公募委員とする。

### (公募委員の任期)

第3条 公募委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の公募委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (応募資格)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大東市国民健康保険被保険者であること。
- (2) 市内に住所を有し、かつ任期開始時において満20歳以上72歳未満であること。
- (3) 属する世帯に国民健康保険税の滞納がないこと。
- (4) 本市の他の審議会等の委員でないこと。
- (5) 本市の議員又は職員でないこと。

### (応募方法)

第5条 応募者は、任意の用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号を記載し、別に定めるテーマについての小論文を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、返却しない。

### (選考の方法)

第6条 公募委員候補者の選考は、前条第1項の書類による書類選考とする。

- 2 公募委員候補者の選考に当たっては、大東市国民健康保険運営協議会の委員の男女の構成、年齢構成を考慮して決定するものとする。
- 3 前2項による選考の結果、公募委員候補者の適任者が認められなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

4 選考は、保健医療部長、保健医療部総括次長、保険年金課長、保険収納課長で構成する選考会議で合議し、公募委員候補者を決定するものとする。

(公募委員候補者の決定)

第7条 前条の選考により公募委員候補者を決定し、又は決定しなかったときは、速やかに当該公募委員の応募者に選考の結果を通知するものとする。

(公募によらない選任)

第8条 市長は、公募委員の応募者がなかった場合、選考会議で公募委員候補者を決定しなかった場合は、公募によらずに委員を選任することができる。

(失職)

第9条 公募委員は、第4条の応募資格要件を満たさなくなったときは、その資格を失う。

附 則

この要領は令和3年10月1日から施行する。